

共同利用実験代表者/研究代表者 各位

実験データ等の適切な管理について

2014年4月より、KEKは「実験データ等の保全に関する基本方針」を策定・実施し、より一層の実験データの適切な管理に務めることとなりました。

つきましては、共同利用実験開始にあたり「実験データ等管理計画書」（データ量が10Tを超える場合(カテゴリーII)は「実験データ等委託計画書」も）を、下記の基準に照らし作成・提出くださいますよう、ご対応をお願いいたします。

■B ファクトリー共同利用実験

実験代表者による提出が必要です。カテゴリーIIに該当します。

■J-PARC 原子核素粒子共同利用実験（ハドロン、ニュートリノ）

実験代表者による提出が必要です。実験データ容量に応じ、カテゴリーI(10T以下)、カテゴリーII(10Tを超える)の区分にご注意ください。

■放射光共同利用実験（放射光、低速陽電子）

実験代表者による提出が必要です。基本的にカテゴリーI(10T以下)に該当します。

(注1)ここで管理計画を申し立てる「実験データ」とは、ステーションに設置されているコンピュータに一時保存されるデータのことではなく、実験者各自が持ち帰り管理するデータのことを指します。

(注2)データの種類の記入例：

X線回折データ、○○スペクトル、X線イメージ画像、等概要が判別できる記述をお願いします。

(注3)保存期間の記入例：

現時点で定まらない場合は、「実験データ解析終了まで(20xx年を予定)」のような記述でも差支えありません。

■MLF 共同利用実験（中性子、ミュオン）

実験実施に際して実験代表者が提出する「MLF誓約書」により実験データの管理責任はMLFが負うこととお認めいただきますので、実験代表者が本計画書等を提出する必要はありません。

■大型シミュレーション研究

研究代表者による提出が必要です。データ容量に応じ、カテゴリーI(10T以下)、カテゴリーII(10Tを超える)の区分にご注意ください。

(注1)データは「生成される総量」ではなく「保存するサイズ」を指します。

(注2)カテゴリーIIについて、大型シミュレーション研究データについては、原則として計算科学センターではバックアップやデータ移行は行いません。そのため、書面上「委託」という用語が使われていますが、研究グループ自身でデータ保全を行うものとして、管理計画を記載ください。

<本件問合せ先>

研究協力課共同利用支援室共同利用係

E-mail kyodo1@mail.kek.jp Tel 029-864-5126 Fax 029-879-6137